令和8年度熊本県訪問介護等サービス提供体制確保支援嘱託員募集案内

1 職　　名

熊本県訪問介護等サービス提供体制確保支援嘱託員

2 職務内容

（1）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金に係る申請書類受付審査業務
（2）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金に係る交付確定・データ入力業務
（3）その他訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金に関する業務
（変更の範囲）雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

（1）職 の 区 分：地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職
（2）任 用 期 間：令和９年１月１日～令和９年３月３１日
※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。
（3）勤　務　地：熊本県庁　高齢者支援課内　（変更の範囲）変更なし
（4）勤 務 時 間：9:00～16:00（週４日）、9:00～15:00（週１日）
※１ヶ月につき２０日以内、１週間につき２９時間以内
（5）休 憩 時 間：12:00～13:00
（6）休　日　等：土、日、祝日
（7）休　暇　等：年次有給休暇　あり（６ヶ月間継続勤務した場合）
※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（介護休暇等）あり
（8）報　酬　等：①報酬日額　６時間7,428円～8,811円、５時間6,190円～7,342円
②通勤費用　実費相当額を支給
※１　実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※２　報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）
（9）社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は１月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。 但し、採用後１か月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、その日数が１５日に達するまで条件付採用期間を延長します。
(12) 地方公務員法の適用
：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
・服務の宣誓
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）
(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

５ 受験資格

（１）介護保険制度に関する基礎的知識を有する方

（２）パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方

※　次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

６ 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

７ 試験日程等

（１）日　　時：令和８年１２月１日（火）

（２）合格発表：令和８年１２月４日（金）

８ 応募方法

・応募者は、令和８年１１月２７日（金）までに、「採用試験申込書」を高齢者支援課居宅介護班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）

・持参の場合、受付時間は、平日 8:30～17:00 までです。

・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。（令和８年１１月２７日必着）

・応募者が５名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】〒８６２－８５７０
熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
健康福祉部高齢者支援課居宅介護班　　電話：０９６－３３３－２２１９